

# ○後志広域連合職員の旅費に関する条例

〔平成19年4月24日〕  
条例第5号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

**第2条** 職員の旅費については、倶知安町の職員の旅費に関する条例（昭和30年倶知安町条例第9号）及びこれに基づく規則の例による。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。